

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	農業政策課	整理番号	5-2
処分の種類	農業委員会ネットワーク機構の指定の取消			
根拠法令条例等・条項	農業委員会等に関する法律第50条			
処分の概要	農業委員会ネットワーク機構の指定の取消し			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため) 【参考】農業委員会等に関する法律(昭和26年法律88号)第50条第1項</p> <p>①農業委員会ネットワーク業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき ②指定に関し不正の行為があったとき ③この法律の命令若しくは処分に違反したとき ④認可を受けた業務規程によらないで農業委員会ネットワーク業務を行ったとき</p>			
基準の制定根拠	農業委員会等に関する法律第50条第1項			